

「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」

会議録要旨（全文）

日 時：令和6年3月15日（金） 午前10時から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室及びオンライン
出席者：阿部祥大委員、泉洋子委員、鹿野明美委員、工藤史委員、齋藤勇介委員、佐々木貴子委員、佐藤憲康委員、関澄子委員、竹下小百合委員、西浦和樹委員、本図愛実委員（以上、次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て会議の兼務委員）
西城あや委員（以上、次世代育成支援対策地域協議会委員）
大橋雄介委員、佐々木とし子委員、塩野悦子委員、高橋美智子委員、立岡学委員、引地淑子委員（以上、子ども・子育て会議委員）

1. 開 会

○司会 本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまより、宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議を開催いたしたいと思います。

司会を務めます子育て社会推進課の佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この会議でございますが、次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て会議条例に基づくそれぞれの会議を合同で行っているものでございます。

2. 挨拶

○司会 それでは、会議の開催に当たりまして、保健福祉部長の志賀よりご挨拶申し上げます。

○志賀保健福祉部長 皆様、おはようございます。保健福祉部長の志賀でございます。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会と宮城県子ども・子育て会議の合同開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、本日はご多忙中のところ、お集まりを賜りまして誠にありがとうございます。子ども・子育て会議の委員の皆様におかれましては、今期から新任5名の方を含めまして、19名の方々にご就任を賜りました。今後2年間の任期につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。また、次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様におかれましても、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

さて、昨年12月下旬、国において、こども基本法に基づくこども大綱が策定、公表されました。この大綱におきましては、国の目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けまして、こどもや子育て当事者の視点に立った施策の推進や、大綱とともに策定されたこども未来戦略で

具体化された異次元の少子化対策が今後国を挙げて取り組まれていくこととされております。

県といたしましては、こども基本法に定める都道府県こども計画の策定に向けまして、本会議においてご意見を賜りますほか、来年度は、計画策定に向けた調査の実施や次世代育成・応援基金の活用規模を倍増させる予算を組ませていただきました。こういったことなど、総合的な少子化対策について、これまで以上にしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

委員の皆様からの忌憚のないご意見、ご提言を賜りまして、さらに子ども・子育て施策の充実を図ってまいりたいと考えてございますので、ご専門の分野から、また、日々の現場の状況からご意見を賜ればと存じます。

結びになりますが、本会議における審議が活発かつ有意義なものとなりますように、改めまして皆様のご協力をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、志賀部長におきましては公務のため、ここで退席させていただきます。

○志賀保健福祉部長 大変申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 今回の会議におきましては、オンラインと会場との併用になってございます。従前同様に、オンラインで出席されていらっしゃる委員の皆様におかれましても、条例に規定する出席として取り扱うこととしております。

次に、事前に送付しております会議資料につきまして確認させていただきたいと思っております。配付資料は、資料1-1が4枚、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料2、各1枚に加えまして、参考資料としまして①から⑤の計7枚が事前配付されているかと思っておりますが、よろしいでしょうか。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

この会議でございますが、次世代育成支援対策地域協議会条例及び子ども・子育て条例に基づくそれぞれの会議を合同で開催しておりますが、昨年12月に宮城県子ども・子育て会議委員の一斉改選がございました。委嘱状につきまして、会議の都合上、新委員の机上に置かせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回が改選後の初の会議となりますので、会議に先立ちまして委員の皆様をご紹介したいと思います。

モニター脇より、阿部祥大委員でございます。

○阿部委員 阿部と申します。よろしくお願い致します。

○司会 その隣、大橋雄介委員でございます。

- 大橋委員 NPO法人アスイクの代表、大橋と申します。よろしく申し上げます。
- 司会 その隣、鹿野明美委員でございます。
- 鹿野委員 宮城県民生委員児童委員協議会の鹿野です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣、工藤史委員でございます。
- 工藤委員 宮城県保育協議会の工藤でございます。よろしく申し上げます。
- 司会 その隣、西城あや委員でございます。
- 西城委員 子育てコーチング協会、西城です。よろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣、齋藤勇介委員でございます。
- 齋藤委員 宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会の会長をしております齋藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣、佐々木とし子委員でございます。
- 佐々木（と）委員 宮城県地域活動（母親クラブ）連絡協議会の会長をしております佐々木とし子と申します。よろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣でございます、佐藤憲康委員でございます。
- 佐藤委員 仙台商工会議所の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣、塩野悦子委員でございます。
- 塩野委員 宮城県助産師会の会長の塩野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣、関澄子委員でございます。
- 関委員 宮城県私立幼稚園連合会の関と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣、高橋美智子委員でございます。
- 高橋委員 公募委員の高橋です。どうぞよろしく申し上げます。
- 司会 その隣、竹下小百合委員でございます。
- 竹下委員 NPO法人ファザーリング・ジャパン東北代表の竹下です。よろしくお願ひいたします。
- 司会 その隣、立岡学委員でございます。
- 立岡委員 仙台市父子家庭相談支援センターの立岡と申します。よろしくどうぞお願ひいたします。
- 司会 その隣、西浦和樹委員でございます。
- 西浦委員 ほとんどの方、初めてだと思います。どうぞよろしく申し上げます。宮城学院の西浦と申します。

○司会 その隣、引地淑子委員でございます。

○引地委員 皆さん、おはようございます。私は、宮城県母子福祉連合会の引地と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

○司会 その隣、本図愛実委員でございます。

○本図委員 宮城教育大学の本図と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 続きまして、本日オンラインでご出席されている委員をご紹介しますと思います。名簿2番の泉洋子委員でございますが、今、接続中でした。

名簿10番、佐々木貴子委員でございます。

○佐々木（貴）委員 佐々木です。よろしくお願いします。

○司会 本日のご欠席でございますが、名簿3番の一条美奈委員のほか、また本日、4番の大友浩委員及び18番の津田まりえ委員が欠席となっております。

事務局職員の紹介につきましては、お配りの名簿をもって代えさせていただきたいと思えます。

恐れ入りますが、ここで新たに委員にご就任いただいた5名の方、一言ご挨拶を頂戴したいと思います。それでは、名簿7番の工藤史委員、お願いいたします。

○工藤委員 宮城県保育協議会の副会長をしております工藤と申します。所属は社会福祉法人柏松会、現在、大和町にあります大和すぎのこども園で園長をさせていただいておりました。引継ぎという形になります。お役に立てますよう、頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、名簿15番、高橋美智子委員様、よろしくお願いします。

○高橋委員 皆様、初めまして。高橋と申します。私は4人の子どもを育てながら、34年間、共稼ぎをしておりましたが、自分の人生をちょっと見直すために、昨年、早期退職しまして今に至っております。今までの経験が微力ですが、ここの会議に参加することで何かお役に立てればなと思って、今回、公募に応募しました。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、名簿17番、立岡学委員、お願いいたします。

○立岡委員 立岡でございます。よろしくお願いいたします。私、今回は仙台市父子家庭相談支援センターの立場でこの委員をさせていただきますけども、実際、一般社団法人パーソナルサポートセンターという生活困窮者の支援の関係を多くやらせてもらっております。いろいろと関係することがたくさんあるんじゃないのかなと思っていますので、いろいろ皆様と協議を進め

させていただく中で、私自身がお役に立てることがあればと思っています。あと、仙台市のこども財団というのが今度できて、その役員もやらせてもらっております。いろいろ知見を出せるものは出していきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○司会 ありがとうございます。続きまして、名簿19番、西浦和樹委員、お願ひいたします。

○西浦委員 改めまして、よろしくお願ひします。宮城学院の西浦と申します。養成校の立場と、あといろんな保育所、幼稚園に卒業生もいるということだったりとか、あと現場でスーパーバイズさせていただいたり、児童クラブのほうもいろいろ運営したり関わったりしています。その中で、先月もスウェーデンに行ってきた、国のほうはそちらを見てOECDのトップの予算をつけて、そこからこども未来戦略だとかいろいろやっているようなので、そういうところもちょっとウォッチしながら、この場でいろいろご意見、出てきたものとか、そしゃくしてコメントできるようにと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○司会 ありがとうございます。最後に、名簿20番、引地淑子委員、お願ひいたします。

○引地委員 先ほどもお話しいたしましたけれども、私は宮城県母子福祉連合会ということで会長を仰せつかって、今、任に務めておりますけれども、事務所は安養寺にあります、仙台市の。会員さんは、母子家庭でなくて父子家庭の方もいらっしゃいます。時代とともに、私もそうでしたけれども、それこそ40年代ですので、40年代、50年代に子どもを育ててきた時代でしたので、今とはまるっきり中身も悩みも全然違っておりますし、そういう意味ではいろいろと大変な思いをしている方がいっぱいいらっしゃいます。どれだけ手助けして私が手を差し伸べてやられているかという、ちょっとなかなか難しい点もございますし、ましてや母子福祉連合会があるというのを知らなかったというお母さんたちもいらっしゃいました。ということで、なかなか広報が大事なんだなということで一生懸命努めておりますし、それから子ども食堂とか、それからフードバンクさんなんかにもお世話になったりしておりますので、それで一生懸命子どもを育てて、本当に両親そろっていても大変なのに、私もそういう経験をしていますけど、私はまだまだ恵まれていたなと思ひながら、手を差し伸べて、少しでもよりよい生活をしていただくように、子どもも笑顔がいっぱいあふれるようにと思ひ活動しておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。

ここで、会議の成立についてご報告いたします。先ほど申し上げましたとおり、3名の委員が欠席となっておりますが、次世代育成支援対策地域協議会においては15名中12名、子ども・子育て会議につきましては19名中17名の委員の皆様にご出席をいただいております。いず

れも過半数を上回ることから、条例の規定により本会議は成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の会議につきましては、情報公開条例に基づき、公開とさせていただきます。また、議事録は、県政情報センターや県のホームページで公開することになりますので、よろしくをお願いいたします。

3. 会長及び副会長の選任

○司会 次に、次第3、会長及び副会長の選任について、進めさせていただきたいと思います。

それでは、これより会長が就任されるまでの間、子育て社会推進課の三浦課長が仮座長を務めさせていただきます。

○仮座長 子育て社会推進課の三浦と申します。

先ほど部長からも申し上げましたが、改めて委員へのご就任、本日の会議へのご出席につきまして、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。改めまして御礼申し上げます。

それでは、仮座長ということで、暫時、会議を進めさせていただきます。着座にて失礼します。

では初めに、会長及び副会長選任についてでございます。次世代育成支援対策地域協議会条例第3条及び子ども・子育て会議条例第3条の規定によりまして、会長・副会長の選任につきましては、委員の皆様の互選によることとなっております。

恐れ入りますが、会長・副会長の選任につきまして、どなたか、もしご意見等がありましたらよろしく願い申し上げます。

○竹下委員 もし差し支えなければ、事務局案をちょっとご提案いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか、皆さん。

○仮座長 ご意見ありがとうございます。

それでは、事務局の案ということでご説明をさせていただきたいと思います。事務局案としたしましては、まず会長につきましては、これまで副会長ということで足立前会長を補佐していただいております宮城教育大学の本図愛実委員をご提案したいと考えております。あわせて、副会長につきましては、これまでも学識経験者の方にご就任をいただいております、宮城学院女子大学の西浦和樹委員ということでご提案をさしあげたいと思いますが、委員の皆様、事務局案につきましていかがでございますでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。では、ご異議なしということで、本図委員に会長にご就任いただき

まして、西浦委員には副会長にご就任ということでよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、こちら正面に会長席、副会長席がございますので、本図委員、西浦委員、ご移動をお願いいたします。

それでは、会長・副会長選任ということでございまして、初めに本図会長から一言ご挨拶をいただきたいのですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○本図会長 それでは、改めまして、宮城教育大学の本図と申します。大変大役を仰せつかりまして、身が引き締まる思いでおります。今日、ちょっと残念ながらマスコミの方がいらっしやなくて、お気持ちとしては県民注目の会議だと思っております、中央の動きに先んじて本県の子ども・子育て、今も拝聴しておりますと、皆様が本当に実務の場面で本県の子どもたち、親御さんを支えてこられたんだと思うんですが、皆様の専門的なご知見と、これまでのご活動を踏まえてのこれからの宮城の子どもたちのウェルビーイング、幸せということを本当に皆様と一緒に考えることができたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○仮座長 ありがとうございます。

続きまして、西浦副会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

○西浦副会長 改めまして、西浦です。よろしくお願ひします。私のほうからは、すごく今回、顔ぶれを見ても、恐らくカバーする範囲がかなり広いのかなと見ています。そのような中で、しかも県全体ということなので、恐らく、私もいろんな会議に出させていただいて、これまで以上にスピード感を持って透明性のあるようなそういう動きをしないと、なかなか全てのところに子どものケアだとか支援が行き渡ることというのは難しいんじゃないかなと思っております。そういうところで、効率性だとか透明性だとかそういったところでの視点で見なければならぬと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○仮座長 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、条例の規定に基づきまして本図会長にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

4. 議 事

(1) 宮城県こども計画（仮称）の策定について

○本図会長 それでは、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力を賜りまして、円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は、オンラインとのハイブリッドになっております。画面での確認が難しい場合

もございますので、オンラインの参加の皆様、ご発言の際にはお手数でも挙手とご発声によりお知らせくださいますようお願いいたします。また、ご発言以外の場合には、ハウリング防止等のため、音声をミュートにさせていただき、発言される際にミュートを解除するようお願いいたします。オンラインの皆様、今のところ音声等、大丈夫でございますか。はい、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は、次第のとおり2件でございます。

では、1点目、宮城県子ども計画（仮称）の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議事の1つ目、宮城県子ども計画（仮称）の策定について、ご説明をさせていただきます。

初めに、資料1-1をご覧ください。

国におきましては、昨年12月22日に子ども基本法第9条に規定されております子ども大綱を策定、公表いたしました。これにより、従来別々に策定されておりました少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱といったものが束ねられる形となりまして、総合的かつ一体的に子ども施策を推進するための基本的な方針でございますとか重要事項が一元的に定められることとなりました。

本日ご覧いただいております資料は、子ども大綱に関しましての国の説明資料となっております。都道府県に関しましては、この子ども大綱を勘案して都道府県子ども計画を作成するという努力義務が定められてございます。それを受けまして、今回、当県といたしましても宮城県子ども計画の策定を進めてまいります。まずその前提といたしまして、こちらの子ども大綱の概要から簡単にご説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。こちらは、子ども大綱が目指す「こどもまんなか社会」についてのご説明でございます。子ども大綱では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指してございます。「こどもまんなか社会」を実現することによりまして、子ども・若者、子育て当事者はもちろんのこと、全ての人にとっての社会的価値が創造され、その幸福が高まることが大綱の目指す姿となっております。

次のページをご覧ください。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基本的な方針というものが6つ定められてございます。1つ目が子ども・若者を権利の主体として認識し、その多

様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること。2つ目といたしまして、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていくこと。3つ目といたしまして、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること。4つ目といたしまして、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること。5つ目といたしまして、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組むこと。最後に、施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視することの6つとなっております。

次の4ページ以降でございますが、それぞれ、子ども施策に関する重要事項、5ページは子ども施策を推進するために必要な事項といったものが続きますが、本日は時間の都合もございますので、ここでは説明を割愛させていただきます。

6ページをご覧くださいと思います。子ども大綱では、別紙というような格好にはなっておりますが、「子どもまんなか社会」の実現に向けた子ども・若者、あるいは子育て当事者の視点に立った数値目標ということで、ここでは別紙1となっておりますが、「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合など、12の目標が掲げられております。あわせて、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標ということで、向かって右側のほうになりますが、例えば児童相談所における児童虐待相談対応件数でございますとか合計特殊出生率でございますとか、合わせて62の指標が設定されております。また、子ども大綱に基づき、国が具体的に取り組む施策に関しましては、今後、子どもまんなか実行計画というものが別に取りまとめられまして、それを毎年改定していくことが予定されてございます。

最後に、7ページでございます。こちらは子ども基本法の概要ということで、そのうち、地方公共団体、都道府県や市町村が関係する部分を抜粋したのになっております。後ほど、特に第10条、第11条あたりが関係してまいりますので、その場で説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、宮城県子ども計画（仮称）の策定方針（案）について、ご説明をいたします。資料1-2をご覧くださいと思います。

資料1-2の上段、点線部分になりますけれども、子ども基本法第10条では、都道府県子ども計画の策定について規定をしております。その中では、都道府県はさきにご説明いたしました国の子ども大綱を勘案いたしまして、子ども計画を定めるよう努めるとされております。ま

た、この計画におきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する都道府県計画でございますとか、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画、そのほか、法令に基づく規定により各都道府県が作成する計画であって、こども政策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができるというような取扱いになっております。

その上で、資料の下段のほうになりますが、こちらは各計画の整理・統合の方向性を図で示したものとなっております。

資料の左側、青い部分ですね、本県の子どもに関しましての現行計画の状況のほうをご覧くださいと思います。現在、宮城県でのこども政策に関する計画といたしましては、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法並びにみやぎ子ども・子育て県民条例という3つの根拠に基づいて策定されております、みやぎ子ども・子育て幸福計画というものがまずございます。こちらは第Ⅱ期計画というところに入っております、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっております。

こちらの主な内容といたしましては、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策、あるいは教育・保育の量の見込み及びその確保方策、みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策などがその内容となっております。なお、こちらの計画につきましては、令和4年3月に条例の一部改正がありまして、その内容を踏まえて令和4年度中間見直しを行っております。また、毎年度、指標の状況ですとか主要事業の実績についても公表させていただいているところでございます。

次に、2つ目の計画でございます。こちらは、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、県の貧困対策に関する方向性について定める計画ということで、宮城県子どもの貧困対策計画というものを定めてございます。こちらの計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。

今申し上げましたその2つの計画につきましては、本日の審議会、次世代育成支援対策地域協議会と子ども・子育て会議におきまして審議を頂戴しております。

次に、3つ目の計画でございます。こちらは、子ども・若者育成支援推進法及び青少年健全育成条例に基づき策定されております、みやぎ子ども・若者育成支援計画でございます。こちらの計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画となっております。

今回、以上申し上げました主要3つの計画、あとその他の関係計画を集約するような形で、資料右側の図、宮城県こども計画（仮称）（案）ということで策定する方向で現在検討させていただいております。

まず、本日の審議会におきまして審議されております、みやぎ子ども・子育て幸福計画と子どもの貧困対策計画につきましては、統合の上、令和7年度から5年間の宮城県こども計画（仮称）ということで一体的に策定したいと考えております。

その際、従来の貧困対策計画につきましては、計画の年限が令和7年度までとなっておりますので、そちらの計画の年限を1年短縮するような格好で、新しい計画と計画期間をそろえる形で一体的に計画を推進してまいりたいと考えております。

また、こども基本法上で一体のものとして策定することができるとされております3つ目の子ども・若者育成支援計画についてでございますが、こちらは統合という形はとらずに、何らかの形で宮城県こども計画への位置づけというものをしたいと考えております。その理由といたしましては、こちらの計画につきましては、現在、宮城県青少年問題協議会という当審議会と同様の形で別の審議会が設けられておりまして、そちらで様々なご意見を頂戴したりご審議をいただいているという状況にあります。それを踏まえまして、青少年ならではの健全育成に関する施策あるいは方向性につきましては、引き続き既存の協議会での議論や運営を尊重してまいりたいと、それが望ましいと考えておりまして、子ども・若者育成支援計画、及びそちらを審議いただいております宮城県青少年問題協議会につきましては、現在の取扱いを継続しつつ、こども計画への位置づけということで対応してまいりたいと考えてございました。

ただいまご説明したものの繰り返しになりますが、事務局といたしましては、みやぎ子ども・子育て幸福計画の期間満了というタイミングに合わせまして、既存の計画と一体的に宮城県こども計画を策定することによりまして、これまで以上に総合的かつ一体的に施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ただいま申し上げました宮城県こども計画（仮称）の基本理念の案につきましてご説明をさせていただきます。資料1-3をご覧くださいと思います。

1-3でございますが、資料の上部のほうに、こども大綱における理念等の概略といたしまして、先ほど申し上げました国のこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」及びこども施策に関する基本的な方針を記載してございます。

資料の左側でございますが、こちらは現在のみやぎ子ども・子育て幸福計画の基本理念等の体系図、その下のほうは宮城県子どもの貧困対策計画の基本理念の体系図といたしまして、それぞれ現在の計画の内容を簡略化する形で記載をしてございます。

まず、子ども・子育て幸福計画についてでございますが、基本理念、あわせまして基本理念達成に向けた視点として6つの視点を掲げております。また、推進する施策及び事業というこ

とで、項目としては8つ、施策としてはトータル30の施策を掲載しております。

次に、子どもの貧困対策計画につきましては、基本理念、基本的な方針が3つ掲げられておりまして、推進する施策と主な事業といたしましては4項目21施策が掲載されております。

今申し上げましたこの県の2つの計画と国のこども大綱を踏まえまして、新しく策定いたします宮城県こども計画（仮称）の体系図につきまして、資料右下のほうに案を記載させていただいております。

新しい計画の基本理念等につきまして、事務局案の方向性といたしましては、現在のみやぎ子ども・子育て幸福計画を基本といたしまして、貧困計画を含めました2つの計画を継承・発展させると。あわせまして、国のこども大綱の内容を踏まえて策定してまいりたいと考えておりまして、現在の子ども・子育て幸福計画につきましては、先ほど根拠を申し上げましたが、みやぎ子ども・子育て県民条例といったものの内容を踏まえているということも踏まえまして、そちらをまず新しい計画を考えるに当たっての基本としたいということが適切ではなかろうかと考えております。

そのため、宮城県こども計画の基本理念といたしましては、右下のところを改めてご覧いただきたいと思いますが、「誰もが安心してこどもを生み育て、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す。」という形にしたいと考えております。

繰り返しになりますが、幸福計画の基本理念を生かしつつ、こども大綱が目指しております「こどもまんなか社会」の根幹に当たる概念でございますウェルビーイングにつきましても言及させていただきますとともに、貧困対策計画の基本理念にあります「子どもたちが生まれ育った環境に左右されずに成長できる社会」といったところも包含されるような理念案にしたいと考えてございます。

次に、基本理念達成に向けた視点をご説明させていただきます。この中で、今ここに7つございますが、1番、すべてのこども・若者の幸せの視点、2番、すべての子育て当事者への応援の視点、4番、仕事と生活の調和実現の視点、5番、地域全体でのこども・子育て応援の視点、6番、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点、7番、東日本大震災の影響を受けたこども・子育て当事者への心のケアの視点につきましては、現在の計画を踏襲する形としております。

その上で、3番、こどもや若者、子育て当事者ととともに進める視点につきましては、この資

料の上部、こども大綱のほうに記載のあります、こども施策に関する基本的な方針の②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進めていくという部分がこれまでの幸福計画にはうたわれてこなかった視点というところもありまして、しかも当県といたしましても今後様々な施策を進めていく上で非常に重要な視点であろうと考えられることから、こちらを新たに加えることといたしまして、基本理念達成に向けた視点としましては合計7つということ考えているところでございます。

また、この資料の右下のほうになります、推進する施策につきましては、今後、こども大綱のこども施策に関する重要事項、あるいはこども施策を推進するために必要な事項に定められておりますライフステージを通じた様々な取組、あるいはライフステージ別の取組といったものと、相当、内容的には多岐にわたりますが、そちらを踏まえる形で当県の施策の方向性を整理させていただきたいと考えております。こちらにつきましては、後ほどまたご説明しますが、今後の会議におきまして、委員の皆様へ順次、案をお示ししながらご意見を賜りたいと考えております。

さらに、資料の右下、指標及び推進事業につきましても、ただいま申し上げた推進する施策と同様にこども大綱の内容を踏まえながら整理をいたしますとともに、現在の計画では個別の事業も計画の中で一体的に掲載をしているところではございますが、今回の計画期間中に県の取組内容が変化していくということも十分可能性として考えられるということもありますので、新しい計画におきましては時点修正といったものが簡便にできるよう、計画とは別立てのような形で取りまとめをいたしまして、その結果を毎年公表していくという形にはいかがかと考えております。

ご説明が長くなりましたけれども、本日の議題（1）としましては、今申し上げました資料1-2の策定方針、資料1-3の基本理念等の体系図などにつきましてご意見をいただければと考えております。

議題（1）の最後に、今も若干申し上げましたが、今後の大まかなスケジュールにつきまして補足をさせていただきたいと思っております。資料1-4をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、令和6年度のカレンダーということでご用意させていただきました。まずは、本日の会議におきまして、計画の方向性でございますとか理念などにつきましてご意見を頂戴した上で、今後、庁内関係各課との調整を図りながら、県として推進する基本的な施策や事業をセレクトしてまいりたいと。その上で、7月から8月をめどに、こちらの審議会におきまして委員の皆様へ中間案といったものをお示ししまして、それに対するご意見をいただく予定とし

ております。

その上で、後ほど議題（２）でご説明をさせていただきます県民の皆様に対しての調査結果でございますとか、あるいは子ども・子育て支援法で義務づけられております各市町村の様々な教育・保育に関してのニーズを把握した上で、11月頃に開催を予定しております第2回目の審議会で中間案の再審議をいただき、そのタイミングでパブリックコメントということで、県民の皆様の意見の聴取といった手続を執り行いたいと考えております。

それぞれのご意見を踏まえながら、最終案につきましては、1月下旬から2月上旬頃に開催予定の第3回目の審議会においてご審議を頂戴いたしまして、あと内部的には議会への報告等の手続を経た上で、年度末をめどに計画を策定・公表したいと考えております。

若干説明が長くなりましたが、議事（1）宮城県子ども計画（仮称）の策定につきまして、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○本図会長 ありがとうございます。

それでは、皆様から、もしよろしければ、最初に質問等がございましたらご質問いただきたいと思えます。その後、ご意見があればと思えますが、字句とか語句等で質問等はございますでしょうか。

○大橋委員 アスイクの大橋でございます。

資料1-2について質問がございます。下のほうのみやぎ子ども・若者育成支援計画につきましては、審議体が別のため別に審議するとありまして、別計画とするが新計画に位置づけるところの意味合いを確認させていただきたいんですけれども、計画の内容については宮城県青少年問題協議会で検討するけれども、計画の中身は子ども計画に入れ込むみたいな、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。これから作業を進めていく中で固めていく部分はあろうかと思えますけれども、先ほどご説明申し上げましたとおり、青少年問題協議会という場で専門的なご議論をいただいているところが現にございまして、その意見を踏まえた計画という形は尊重はしていく必要があると。ただ、一方で子ども計画というのをうたったとき、ではその射程としては当然子ども・若者といったところの視点も必要になるとは考えておまして、例えば今、現にある子ども・若者育成支援計画の例えばエッセンスみたいなものを子ども計画の中にも一部書かせていただいた上で、あとその詳細については、現在ございます子ども・若者育成支援計画の定めるところによるといったような書き方をできるかどうかといったところを考えてまいりたいと思っていたところでございます。

○本図会長 大橋委員、よろしいですか、それで。多分、有機化というか、ブリッジングしていただきたい点など、後日も踏まえて、ご意見がおありでしたらあわせて。聞いてもらえるかどうかは別として。

○大橋委員 あえて言う必要もないぐらいの話ではあるんですけども、当然、子どもと若者の切れ目のない支援というのが大事だと思いますし、こども大綱でも若者の定義というのが明確に年齢で区切られるわけじゃなくて、発達の段階として整理して提示されているので、その施策の一体性というのは大事だと思うので、そこについて十分視点を持った上でご検討いただければというのが私の考えでございます。

○事務局 ありがとうございます。今のご意見も踏まえまして、また、先ほど申し上げたように7月には中間案ということでお示しをいたしますので、その点で、こういう形で加味をさせていただいたとかということも含めてご説明できればと考えております。

○佐々木（と）委員 母親クラブの佐々木です。このこども計画、仮称になっているんですが、これからこの名前もこの会議などで考えていくのでしょうか。というのは、何かこども計画というと、もう子育て支援が消えてしまうようなイメージもあるので、それと多分、若者の育成支援というのも入ってきているので、こども大綱という、こどもというので出しているのかなとは思いますが、やっぱり子育て支援というところの名称も入れてもらったほうがいいかなと私の中では思っていますので、今後の会議の中でこの名称を考えていけたらいいかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。今、こども計画（仮称）とさせていただいておりますのが、こども基本法の中では都道府県こども計画を定めるよう努めるものとするという定めがありまして、それをある意味機械的にというか、ここに当てはめさせていただいているところはございます。例えば現行の計画におきましても、子ども・子育て幸福計画と銘打っているものも根拠がそれぞれありまして、それぞれの法律では例えば地域行動計画とか子ども・子育て支援計画とか、法律上はそういうちょっとかたい表現になっているんですけども、実際の公表されている計画の名称は必ずしもそれに限られていないということもありますので、名称そのものを何か新しい形にするのかとか、何か副題みたいなものをつけるのかとか、そこはある程度検討の余地はあるのかなとは思っております。今回、こども大綱ができたということで、各都道府県あるいは各市町村、これから作業というところがありまして、もしかするとほかの県でも今ご提案いただいたような形で各県独自の名称とか副題とかといったものは出てくる可能性は十分あるかなと思いますので、今後、その点につきましても、委員の皆様からもし何か、ぜ

ひここを強く打ち出してほしいというようなご意見がありましたら頂戴できればと思っております。

○本図会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。立岡委員、お願いします。

○立岡委員 立岡です。来たからにはいろんな質問をしないとと思いますので、したいと思えますけど、まず、すいません、若者の定義とか大橋さんから言われたけど、そもそもこの宮城の子どもってどこを指すんですかね。年齢で言うのかどうなのか分からないけど、子どもの範囲ってどこなんですかと。さっき若者も年齢じゃないと、そのとおりでと思っているんですけど、そこってどうなのという、そもそもの子どもを教えてほしいなと思ったんですね。

それと、あとはさっきの大橋さん、多分もっと突っ込んで言いたかったのかなと思ったりはしたんですけど、僕は突っ込みたいなとちょっと思ったのが、結局は保健福祉部で管轄しているのと環境生活部で管轄しているから縦割りの枠組みの中で基本的に一括にできないとか、そういう形で、いわゆる子どもはこっち、若者はこっちというふうに、何かもう部で分かれているから一緒にガチャンコってできないのかななんていうふうに勝手に思ったところですけども、なのでそういうすみ分けをある意味しているから協議会を分けているのかななんていうふうに感じちゃったんですけど、実際のところは子どもがこっちで若者があっちでなのか、よく分からないんですけど、その辺どういうふうなすみ分けなのかなと。僕なんか、どちらかという、中身というより組織的な何か、そういう形で協議会が分かれているんじゃないのみたいになんかちょっと思っちゃったので、それがあえて、ちょっと嫌らしいですけど、質問です。

それともう1点が、基本理念の達成目標の部分の中で、東日本大震災がやっぱりすごく影響があったと思うんですけど、今いろんなところで子ども分野のところに関係するようになって、自分はどちらかという生活困窮のほうが強いかから、そちらとばかり話ししていたけど、今、最近子どもの関係の人と話しするようになったときに、最近、一番影響を受けているのはコロナだと。もうコロナの影響が非常に大きいということを言っていて、やっぱり子どもがそこですごく意識が変わっちゃっているというようなことを考えると、計画の中にやっぱりコロナで3年間失われたといった部分は何らかの形で位置づける必要があるんじゃないのかなと思いました。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。まず、なかなか前半のほうはお答えしにくいようなお尋ねもございましたが、まず、子どもの定義といったところになりますけれども、今回のこども計画というところが、繰り返しにはなりますけれども、国のこども大綱を勘案しますというところ

があるので、やはりそこに左右される部分はあるのかなと。では国のこども大綱で言っている子どもは、あるいは若者とは言いますと、先ほど大橋委員からもお話がありましたが、よく言えばすごく広い、一方においてはもしかするとやはり曖昧模糊としたところが、見えないといったところがあり、そこは痛しかゆしかもしれませんが、そういう側面はあるかなというのは、正直私も思っていたところでございます。そこは、やむを得ないというと語弊があるかもしれませんが、そこを織り込みつつ、作業を進めざるを得ないのかなと思っていたところでございます。

あと、2つ目の子ども・若者計画のところですけれども、今ご指摘がありましたように、県庁内の所管ということで申し上げますと、幸福計画と貧困対策計画が当課がおります保健福祉部で、子ども・若者育成支援計画のほうは環境生活部の共同参画社会推進課というところが直接的に所掌しているというのはおっしゃるとおりでございます。今回、国でこども大綱が出るということで、例えば貧困だったり、子ども・若者だったり、今回、大綱の中では一括りにされた格好なんですけれども、実際、そこは本県に関して申し上げますと今、担当の部局が別になっているということで、やはり全国的にも同じ部でやっているようなところと、本県のような状況にあるところと、実はそれぞれでございまして、我々も全国の状況を伺っている限りは、一本化ができそうだとということと、気持ちは分かるけどどこまでできるだろうかという県と、現実問題としては今お悩みの都道府県もあるように伺っておりました。

その中で、委員の皆様のご意見に対する考えとしては十分かどうかというところはあるかもしれませんが、本日の会議にも環境生活部にもご出席を賜っておりますけれども、国で一本化したのはもちろんのことでございますが、県の施策もやはり切れ目のない施策というところを考えていかなきゃいけないといったときに、保健福祉部、環境生活部といったところを殊さら強調してもそれはそれでよろしくないと思いますので、計画づくりに当たっては当然環境生活部にもお入りいただきながら、切れ目のない形でどこまでお示しできるかというところを考えていきたいと思っておりました。

あと、3点目のコロナのところのお話ですが、確かにお話はおっしゃるとおりかと思えます。私も先月、主に保育関係の方のシンポジウムに伺う機会がありましたけれども、やはりコロナが感染拡大した期間中、当然、保育の現場であれば、ある意味、密であることが避けられない、むしろしっかりした触れ合いの中でどういうふう成長していくかということが現場として求められる環境の中でどうしていくか試行錯誤があったようなお話も伺いましたけれども、後の影響なのか、あるいはこれまでの振り返りなのか、やはりコロナという視点は非常に重要か

など。なので、理念としてどうなのかというところはあとまた事務局で検討させていただきたいんですが、これまでの経過等の中で何か触れられるところがあるようであれば、今のご意見も参考にさせていただきたいと思います。

○立岡委員 ありがとうございます。切れ目なく、きちんと縦割りを越えて、きちっとした計画をつくっていただけるというのであればいいのかなと思いますし、本当にコロナの部分に関しては、やっぱり小学校3年生、4年生の、本当は体験をいっぱいしなきゃいけない時期にその体験の機会が奪われてしまったというところがすごく大きいという話をいろんな方から聞いたりしているので、何らか、もっと具体的な施策のところになっていくのか分かりませんが、何らか位置づけていただければありがたいなと思います。ありがとうございます。

○本図会長 ありがとうございます。貴重なご意見でした。

議長席から恐縮ですが、ここで環境生活部の鈴木課長補佐に一言いただけるとみんなが安心すると思います。すみません、突然の指名で恐れ入りますが、もしよろしければ。

○事務局 環境生活部共同参画社会推進課の鈴木でございます。

保健福祉部と環境生活部、私は男女共同参画推進を担当しておりますが、これまでも保健福祉部と環境生活部は連携しておりまして、引き続き連携を行ってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○本図会長 ありがとうございます。ちょっと安心していただけました。ありがとうございます。急な指名で大変失礼いたしました。

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。ご感想でも結構でございます。

○高橋委員 いろいろ説明がお聞きできまして、大変ありがとうございました。それで、新しい計画の基本理念というところでご提案いただいたんですが、非常に共感できる部分がいっぱいあるんですが、ちょっとやっぱり長い文章になっておりますので、ここからご提案ですが、キャッチコピーじゃないですけども、サブタイトルみたいな、もう少しシンプルな何かサブタイトルみたいなこと、宮城県の子どもたちがどんな子どもたち、若者になってもらいたいのか、そのためにこういう計画をみんなで審議して話し合っているんだよというのが分かるように、キャッチコピーみたいな短い何か、例えば「生き生き宮城っ子」とか、「夢を語れる若者」とか、何か分からないですけど、ちょっと短いキャッチコピーがあったらどうなのかなと思います。ご提案させていただきました。

○事務局 ありがとうございます。イメージとしては、今ご覧いただいている1-3ですと、この基本理念のところを何かもう少し簡潔にというようなことでしょうか。

○高橋委員　そうですね、はい。やはり長く文章で読めば、ああそうかなとは思いますが、基本理念をもうちょっとキャッチコピー的なことで伝えやすいような言葉をつくったらどうのかなというふうに、ちょっと今、会議に出ていて思った次第です。いろんな計画のタイトルの下にサブタイトルで、短いキャッチコピーがあれば、そのキャッチコピーをもとにこういう審議をいろいろしていくということもできていくのかなと。宮城県の子ども・若者がどんなふうになってほしいからこういう計画を我々含めて審議して、県の方々が施策して推進していくんだよという理念をぎゅっと凝縮したものがあってもっと分かりやすいのかなと思ったというところで、意見と提案ということでお話しさせていただきました。

○事務局　ありがとうございます。確かに今回ご提案しているところ、もともとの幸福計画を前提にしつつ、貧困計画とかこども大綱の視点を加えたというところがあって、ボリュームがそれなりになっているところは確かにあるかなと思っております。キャッチコピー云々、どういう形になるか現時点ではわかりませんが、先ほど佐々木委員から計画の名称といったところについてもご意見をいただきましたけれども、例えば、繰り返しになりますが、名称なのか副題なのかといったところで、この計画の内容を端的にあらわせるようなものを何かお示しできれば今のご意見にもかなうのかなと思いますので、こちらは後日改めて事務局のほうで整理をする中で、例えば次回の審議会の際に、事務局案をお示しするのか、皆様から何かご意見を頂戴するのかわかりませんが、反映できればぜひ反映させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋委員　お願いします。

○本図会長　ありがとうございます。恐らくお二人の委員のポイントとしては、当事者ということが今回すごく大事な概念になってくると思うんですが、全ての子どもとは言わなくても、少なくとも子育てをしている親や当事者たちが、自分たちが含まれて、自分たちが参画できる計画なんだということが分かればいいのではないかと思いますので、骨格がきちとした上で、これがそういう当事者に伝わって参画意識を喚起できるかというふうにまたお考えいただければ、趣旨が参画にもあるということが分かればということで、よろしいでしょうかね。またお考えいただけたらと思います。

貴重なご意見をいろいろいただいておりますが、感想でも結構です。いかがでしょうか。工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員　工藤でございます。

先ほど出ましたコロナのところで私どもの意見という形なんですけど、非常に同意させていた

できました。今回、本日のコロナの影響というところが何かしら出たほうがいいかなというのは、私もふだん、子どもの様子を見て感じます。先ほども子ども、小学校を含めですけども、影響は大きいよねと、そのとおりかなと思います。

実はこれはもう一つ、子育て当事者というところの視点でも、その影響が非常に大きいというのが出ているかなと思います。前回の足立先生ともよくそういったお話になって、状況は厳しいものがあるよというのはお教えいただくんですが、実際にミニマムな状況ですけども、うちの職員の若い子たちを見ていても、経験、体験がないまま養成校を卒業してきて、初めて社会に出て、子どもに接しつつ、社会人としての経験を積んでいくということで非常に困難な状況にあるんだというのが日々肌身で感じさせていただいております。なおかつ、職員だけじゃなくて、子育て当事者である若いおうちの方々というのも本当に苦しい状況になって、コロナの中で他者とのコミュニケーションをうまくとれなかった、集団の中での自分というのがよく分からないまま来ちゃっている、でも子どもは大きくなっていくし、預けなきゃいけないし、そういった苦労の中でのいるんだよという状況、これは今後このこども計画を進めていく上では非常に忘れちゃいけない視点の一つなんじゃないかなと感じました。子どもたち、子育て当事者に対するコロナ禍の影響という視点、これは先ほどおっしゃったとおりだと思います。今後の経緯等々でおまとめいただく中で、ぜひ入れていただければなというのが希望の一つと、あとはこの推進する施策や推進事業等々でも、その検討項目の中にぜひそういったものも入れていくようなことで考えていただければなと思いました。ありがとうございます。

○本図会長 ありがとうございます。

○事務局 先ほどの立岡委員のご意見とあわせて、検討させていただきます。

○本図会長 ほか、いかがでしょうか。

○塩野委員 宮城県助産師会の塩野です。

私たち助産師は、妊産婦さん、あるいは産後の間もないお母さんや、そして最近はお父さんも含めてなんですけれども、先ほどからお話のありますコロナの影響というのが心の影響だけでなく、非常にコロナ中に情報がものすごく過多になったといいますか、いろんなことを調べるにはもうユーチューブであるとか、いろんなインターネットであるとか、もう本当に過剰に世の中に蔓延しておりまして、それに皆さんすごく振り回されておりまして、ですから、それで例えば寝かしつけとか、あるいは窒息しないような寝る場所の環境の整備ですとか、ものすごく過敏になっておられます。それは専門家から聞いているというよりは、本当にいろいろなインターネットとかの情報で、もう本当に調べれば調べるほど深く、そして不安なことば

かりが書いておりました、そういうこともこの3年間の情報収集の社会資源の一つの変化とい
いますか、そういうこともものすごく影響があったのかなと思って、皆様のお話を聞きながら、
やはりそのコロナという視点というのは私たちの生活を大きく変えたものだなということは今
実感しております、そういう点で、情報の渦に巻き込まれている、そういう子育て当事者の
方々、非常に本当に今不安な、どうしていいのか、そして夫婦の間でもそういう意見が違って
しまったりとかして、そういう状況にありますので、何かそういう情報の整理、正確なそうい
う情報提供みたいなものもやはり大変重要じゃないかなと思っているところであります。

以上でございます。

○本図会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。鹿野委員から。

○鹿野委員 鹿野でございます。

今、コロナの影響ということで、大分コロナの影響も大きかったということでお話がありま
した。現在、今4年生の子どもが入学する時期が3か月遅れました。その子が近所にて、お
ばちゃん、僕って入学できるの、学校に入れるのって、1か月も2か月も新しいランドセルが
背負えなくて、私たちに尋ねるといのか、うちの人に聞いても、そのうち来るからと言われ
たという、その子の4年の間に、あの3か月の心のケアってどうだったのかなと思うと、今は
何気なく元気に学校生活はしていますが、あの3か月、幼児期から児童期に移る、期待をして
入学を待っていた子どものあの3か月の心のケアというものはどうなっていたのかなと思うと、
本当にこのコロナの影響というものは大きかったと思います。ただ表に出ていないといのか、
子どもはなかなかそういう形で正直に訴えること、みんな大人が大変だからみたいな感じで我
慢している子どもたくさんいると思います。やっぱりそういう面において、「こどもまんなか社
会」とは、本当に子どもを中心に、子どもの意見を中心に、大人のことももちろん大事です。
大人も子育てするものですから。でも、本当に「こどもまんなか社会」というものの在り方を
本当に何か考えさせられるところだと思っております。その点に思いを寄せながら、この会議
を進められるといいなと思いました。

○齋藤委員 私からは感想、要望の形になるんですけども、「こどもまんなか社会」というところ
の中で、子どもの意見表明や子どもの権利というところが大きくクローズアップされている
中で、子どもの権利条約というものがその根幹、柱になっているかと思うんですけども、
恥ずかしい話、児童館・放課後児童クラブの業界の中で、研修会の中で実際に支援者として関
わっている現場のスタッフに、子どもの権利条約を、言葉は知っているけれど、中身を見たこ
とがありますか、中身を知っていますかというような質問があったときに、ほとんど8割ぐら

い、実は中身を知らなかったという現場の職員が県内でありました。新任であったりとか、まだまだ経験の年数が浅い方々だったかもしれないんですが、ただ、これが実は他県でも起きているような状況と、あと児童館・児童クラブだけではなくて、ほかの専門職でも似たような状況があるというところでは、ここの柱にして施策を進めていく根幹を知らなくてはまず一歩が踏み出せないのではないかとということでは、これから推進する施策や推進事業の中に、現場のこういった子どもの権利条約等の意識の向上だったり理解というところが含まれてくるのかなと感じています。

また、子どもたち自身、実際に関わっている子どもたちも、実はこちらがぽろっとこぼした言葉が子どもたちにとって、いやそれは当たり前前の日常じゃないよというような言葉が生まれてくるとき、子どもたち自身が子どもの権利だったり、そういったところが理解がなく、今の境遇が当たり前と思っていると、そこに外部から見たときに問題意識はあるんだけど、当事者の問題意識として捉えていないケースがあるということでは、やはり子どもたち自身にも個々の声を聞いたり、視点の尊重に合わせて、自分たちもきちんと権利というものが担保されているんだよということを啓発していくというところの視点もやはりこの中に入るべきのかなと思っておりましたので、意見とさせていただきます。

以上です。

○本図会長 ありがとうございます。貴重なご意見としてまたご検討いただきたいと思います。ほかはいかがでございましょうか。

○佐藤委員 仙台商工会議所の佐藤でございます。この宮城県こども計画は、令和7年から11年までということで、少し先のところまで見通した中期的な計画になろうかと思えます。5年後の令和11年には子どもを取り巻く環境は、大きく変わっていると思えますので、先の視点も見据えながら計画していく必要があると思えます。先ほどコロナによって今大変困っているというお話もありましたが、その先、5年、6年たったときにどういった困り事があるのかということに想像を膨らませながら計画づくりに盛り込んでいけたらと思えます。環境が変わっていく中で、子どもや当事者のご意見を聞く機会を設けながら、その都度その都度、見直しをしながら進めていっていただきたいと思えます。

また、基本理念達成に向けた視点に「東日本大震災の影響を受けたこども・子育て当事者への心のケア」という視点がありましたように、宮城県ならではの地域特性とか、宮城県を取り巻く環境といった視点は、ぜひ強く盛り込んでいただきながらこども計画に落とし込んでいただければと感じた次第です。

以上でございます。

○本図会長 ありがとうございます。

○事務局 今のご意見で若干補足といいますか、佐藤委員からお話がありましたように、これから先、子どもを取り巻く環境といったところも日々変わっていくといったときに、やはり先々を見据えてという視点は非常に貴重かなと思っております。

そのご指摘と若干ずれるかもしれませんが、本日お配りをしております参考資料の中で、新・宮城の将来ビジョンという資料、一番後ろになるかと思いますが、お配りをしております。こちらは震災10年たった後ということで、令和3年から、2021年からということで書かせていただいておりますが、こちらは県全体の一番大きな総合計画ということで、この下のところ、復興の対応方針と4つの政策推進の基本方向というところがありますが、ここで1個「新」ということで、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」というものを掲げてございます。これをご覧いただきますと、当県は富県宮城とか、そういったところを強く打ち出して、あとあわせまして震災後は震災復興といったところに力点を置いてきたところがございますけれども、やはり少子化、あるいは昨今の話題ですと例えば本県の合計特殊出生率がという中で、やはり子ども・子育てといったところをしっかりと打ち出していかなきゃいけないというところもありまして、県の総合計画上も令和3年からはこういったものを新しく追加させていただいております。

今回まさに皆様にご審議いただく宮城県こども計画というのが、このビジョンでうたっている理念を具体化していくようなものになると思うんですけれども、その上で、今ご指摘ありましたように、これから5年先を見据えてどうしていくかといったところ、あるいは国のこども大綱とか、こども未来戦略の中でも、いわゆる国の中で加速化プランと呼ばれているようすけれども、今後3年間重点的にやっていくもの、例えば個別のトピックでいいますと児童手当の拡充みたいなものはまさにほどなく始まるかもしれませんが、これから順次制度化されていくものというのがありますので、そういった動きも今後タイムリーに追いかけていけるように計画上也取り扱いたいと考えております。例えば一例としましては、先ほど申し上げましたが、県の事業みたいなものを若干別立てにしまして、事業の定義だとか進行管理が容易になるように、あるいは県民の皆様にお知らせする際も県の取組がタイムリーに分かるように構成していきたいと思っておりますので、今の意見も踏まえまして対応してまいりたいということで考えてございます。

○本図会長 ありがとうございます。恐らくいろんな資源が縮減していくようなこと、今回の

コロナのような未曾有の危機対応とか、そういったことへの対応も視野に計画が進められるようにというようなご趣旨でもあったかと思います。よろしく願いいたします。

どうでしょうか。大橋委員。

○大橋委員 今後の計画に対しての意見ということで、2点お伝えさせていただきたいと思います。

1点目が、私も子ども家庭庁の部会の委員も仰せつかっているのですが、そこでの部分でも結構共通して出てくるテーマであるんですけども、やはり基礎自治体間での違った取組の格差をなくしていかなければ、日本社会全体としてどの地域に住んでいても、子どもたちがここで掲げているような幸せの状態を実現できないのは当たり前の話ですけども、やはりその自治体間の格差というのをどうやってなくしていくのかということ懸念される意見というのは、かなり多く共通しているなという感覚があります。当然、宮城県は35市町村、仙台市も含めてあるので、市町村がいろんな計画、国の動きが出たとしても、ちゃんと施策なり取組をやっていかなきゃ意味がないと思うので、そこに対して、県として当然直でやる事業もあれば市町村の事業もあると思うので、そのバックアップといいますか、自治体間での取組の格差をなくしていけないと、やっぱり推進体制なり取組という視点をこの基本理念の中に入れていかなければいけないのではないかなという立場というのが1点目でございます。

もう1点目が、これもご存じだと思いますけども、これからどんどん人が不足していくと、民間のシンクタンクの想定でいうと、2040年、15年後ぐらいには1,100万人ぐらいが不足するという話があったりとか、これからどんどん人が不足していく社会であるというのは、これはもう既に事実に近いと思っております。一方で、日本社会全体としてもこれまで続けてきたデフレが今度インフレに変わってくるターニングポイントなのかという意見もだんだん増えてきて、仮に2%のインフレがずっと継続的に続いていくとすれば、当然、就労して自立できないような方々がどんどん苦しくなっていくということも増えていくでしょうし、一方で我々のような支え手側の人間というのがなかなか生活が苦しくなってくる。人不足の中でますます支え手が減ってってしまうということが起きかねないと思っているので、その支え手側の生活をちゃんとサポートしていく、要は安心して生活できるような対応が実現していくということがやっぱり大事な視点なのかなと思っています。

子ども大綱の基本方針の4つ目に、良好な成育環境を確保し、という言葉があって、これは個人的にはすごく分かりにくいなと思っているんですけども、ここでいう良好な成育環境の中には、今お話ししたような支え手側、支援者側の待遇とか環境を改善していくという意味が含

まれているので、そういうことも含めて、ぜひ宮城県でも反映していただければなと思っていますというご意見でした。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。まず1点目、基礎自治体の格差というところ、確かに子ども・子育てという視点は、生まれた場所によってそれが左右されるというのは本来あってはいけないことだと思いますので、県の立場ということになりますと、市町村をサポートするところがどうしてもメインになってこようかと思えますけれども、例えば一例というところで申し上げますと、これは国全体の動きということになりますけれども、各市町村独自の事業、昨今ですと例えば産後ケアみたいなどころにつきましても、やっぱり県がある程度広域的な観点で調整をすべきではないかというようなご意見もありまして、実際、当県としても動き出しを始めているというようなところもありますので、そういったことでどこの市町村、どの地域にお生まれになってもしっかり一人前に成長できるような環境を整えていくというところは重要と思っております。

あわせて、2点目の人材不足のところ、そこも確かに、ここで子育て当事者といったときに、いわゆる保護者さんに限られる話かということ、それよりもやはり広い概念ということで、その中にはまさに支援をされているような方々も包含されるような概念なのかなという印象を持っているところでございます。

先ほど合計特殊出生率というお話も申し上げましたが、なかなか最近この少子化というところにいい打開策がないという中で、皆様もご存じのとおり、子どもを持つという判断に至らない要因の一つとして経済的な面というところが強いのではないかというご意見は出ておられるところでございまして、そうすると、私ども保健福祉部の取組ももちろんなんですが、経済商工観光部とか、そういった部門と連携してどういうふうに県全体の例えば働く環境、それはもちろん支えていただく皆様もしかりでございまして、働く環境といったところの明るい見通しとか予見可能性みたいなものを高めていくかという視点が非常に大事かなと思っております、我々も本当に少子化あるいは人口減少というところに関してはもう部局横断で取組をしていかなきゃいけないという認識を持って施策を進めさせていただいておりますので、今いただいたご意見も踏まえて再検討したいと思っております。ありがとうございます。

○本図会長 ありがとうございます。ほか、ありますか。竹下委員。

○竹下委員 ファザーリング・ジャパンの竹下です。

先ほど課長が参考資料ということで5番の新・宮城の将来ビジョンをちょっとお話しただ

きましたけれども、こういうのもっと早く今の子どもたちに向けて、宮城県でこういうふうになっていくんだよというのを伝えていったらいいんじゃないかなと思いました。というのも、この間の会議でちょっと我が家の事情も話しましたが、中学校1年生の息子が早く宮城県を出たい、早く首都圏に行きたいと言ってしまって、いやあ、これ困ったなと私思っているんですというお話をちょっとしたんですが、そういう今の子どもたちがこういった宮城県の将来のビジョンを知ることによって、宮城県ってこういうふうになるんだという期待を持ってもらおうと同時に、宮城県にもっと残ろう、そしてそれがまさしく人口減少に歯止めをかけるのか、あとは労働人口ですね、学生の方々のお話を聞いていても、やはり首都圏のほうが福利厚生がいいので首都圏に行きますというお話も本当に多く聞きます。環境的、自然もたくさんあるし、私は宮城県生まれで仙台市育ちなので、こんないいところないんだよというふうにお伝えしたいなと思うものの、やはり若者たちはいいところに目が行ってしまう。だからこそ、もう先々のことをこういうふうになるんだよというのは早めに見せておく必要があるんじゃないかなと思ってお話をお伺いしておりました。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。本当におっしゃるとおりというのが正直な感想でございます。今日の審議会の中でのお話ということで申し上げますと、後ほどご説明させていただく議題の2にも若干関わる場所なんですけど、まず、計画に向けての取組というところに限って申し上げさせていただくと、今後関係するお子様方あるいは当事者の方への意見聴取も当然必要ということで、その際に、やはり県としてこういう取組は現にやっているところなんですよと、あるいはこれから先こういう社会を目指そうと思っているんですよといったものも、単に当事者の方々の意見をお聞きするだけじゃなくて、我々としても今こういうことをやっているんだというのが調査を通じて伝わるような手法をとれないかというようなところも考えているところでございます。本当に我々としては県の取組といったものをしっかりお知らせしていく必要があるのかなと考えておりましたので、そこは議題の2でまた改めてお話をさせていただきたいと思います。

○本図会長 ありがとうございます。オンラインでご参加の皆様、気づかず、大変申し訳ございませんでした。ご発言ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

○泉委員 保健師連絡協議会の泉と申します。お世話になっております。

今回、宮城県のほうでこども計画をつくっていただくことは、本当にとってもありがたいと思っております。こども基本法の中に、市町村も県の計画を勘案しながら策定することとなって

おります。市町村のほうでは、子ども・子育て支援法にのっとり子ども・子育て支援事業計画、第3期の計画を策定中なんですけれども、このこども計画と市町村の子ども・子育て支援事業計画も整合性を図っていかなければいけないと思うんですが、その辺の進捗状況だったりとか、市町村のほうでも令和6年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定している、策定する予定となると思うんです。その辺の県の進捗状況をどのように市町村にお伝えしていくのかということは計画されているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思っております。

○事務局 ありがとうございます。まず、宮城県のこども計画の策定状況としましては、現状お伝えできるのは本日資料でお配りしたような基本理念などが中心でございまして、計画そのもののつくり込みは正直これからというところになります。あと、各市町村の皆様は作業を進めていただくに当たってでございますけれども、まず、国のほうの動きということで申し上げますと、計画策定に向けてのガイドラインといったものを検討中ございまして、若干、年度を越えてしまうかもしれませんが、近々それが公になる予定というところございまして、そちらをしっかりと市町村の皆様にも周知をさせていただきたいというのがまず一つございました。

あと、県のほうでございますけれども、当然、計画のつくり込みをする段階で、順次、市町村の皆様には情報提供させていただきたいと考えておりますし、あと、当課の取組で申し上げますと、年2回、3回ほどになりますが、少子化対策の推進協議会といったものを県内全市町村さんと県と民間の団体様も構成員ということで会議を持たせていただいておりますので、その中でまた進捗状況とか、各市町村さんのほうでも抱えている課題のようなものがあれば順次共有させていただいて、滞りのないように進めていければなと思っていただいております。

○泉委員 理解しました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○本図会長 ありがとうございます。そのほか、オンラインでご参加の方、ご発言ないでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、ほかのご参加の皆様、よろしいでしょうか。またご発言いただけなかった皆様の感想でも結構ですので、時間が余りましたら最後に一言いただけたらと思いますので、時間も迫っておりますので、議事を進めさせていただきたいと思います。

(2) 計画策定に向けた調査の実施について

○本図会長 では、続きまして、議題の2点目、計画策定に向けた調査の実施について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題の（２）ということで、計画策定に向けた調査の実施についてご説明をさせていただきます。資料２をご覧ください。

議題（１）でいろいろご意見をいただきました宮城県こども計画（仮称）の策定に当たりまして、本県におきましては、こども計画、あるいはその他のこども施策の検討のためということで、来年度、調査分析を行う予定としております。

点線の部分ですね、こども基本法の第11条におきましては、こども等の意見の反映といたしまして、国あるいは地方公共団体に対して、こども施策の策定等に当たって、こども・若者、あるいは子育て当事者等の意見を聞き、その結果を反映するといったことを求めています。

国では、全国の自治体等を対象といたしました、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインといったものの策定作業を進めておりまして、こちらも間もなく、今年度中ぐらいには策定予定となっております。

県としての取組でございますが、その下に令和５年度ということで、今年度からでございますが、こども・若者の意見聴取の取組といったものを実施しております。具体的には、共同参画社会推進課の事業として行われております、みやぎの青少年意見募集事業と連携いたしまして、若い世代との意見交換の議題提供あるいは意見交換会への出席といった対応をさせていただいたり、みやぎ高校生フォーラムと連携をいたしましたパネル出展、高校生の意見聴取などをさせていただいております。

その上で、来年度実施予定の調査の概要についてご説明をさせていただきます。資料の調査概要（案）というところになりますけれども、来年度におきましては、主に子どもの方を対象といたしましたこどもアンケート調査と、子育て当事者等向けということで少子化に関する意識調査の主に２種類の調査をあわせて実施する予定としております。

初めに、こどもアンケート調査につきましては、現在の方針といたしましては、県内の中学校２年生の生徒の方全員に対しましての調査を実施する予定としております。県内の学校を通じまして、生徒の皆さんにQRコードが掲載されましたチラシなどを直接配布いたしまして、インターネットを通じて自由に回答いただくということを想定しております。その上で、例えばスマートフォンでございますとかパソコンなど、インターネット環境を利用できないお子様がいらっしゃった場合には、一部郵送での回答につきましても配慮したいと考えております。

主な質問内容といたしましては、日常生活や居場所について、あるいは家族や他者との関わり、将来についてといった調査項目のほか、毎年実施されております学習意識調査でございますとか、あるいは以前、県として実施しましたヤングケアラー関係の調査とかといったほかの

調査と内容が重複し過ぎないように配慮しながら、質問項目を設定してまいりたいと考えております。

備考欄にあります。この調査に関しましては、今回県としては初めて取り組むものとなっておりますので、今回の調査にあわせて、子ども施策に関する情報についてもご回答いただく子どもさん方にきちっと知っていただけるような方法についても工夫し、その上で幅広く意見を頂戴したいと考えてございます。

次に、向かって右側の少子化に関する意識調査でございます。こちらは、県内の18歳から49歳までの男女3,000名を無作為に抽出いたしまして、郵送で調査票を配布の上、主にインターネットと郵送でのご回答をいただくことを想定しております。

主な質問内容といたしましては、結婚について、子ども・子育てについてといった少子化に直接関連する質問項目に加えまして、日常生活あるいは仕事の状況についてといった観点からも質問項目を設定いたしまして、例えば地域ごと、属性ごとといった県民の意識の違いでございますとか傾向といったものを把握できるようにしてまいりたいと考えております。

こちらに関連いたしましては、今から7年ほど前になりますが、平成28年度に同種の調査を行った経過がありますので、例えばこの調査との比較でございますとか全国調査との比較といったようなところにも取り組めれば本県の現状も含めて明らかになってくるのかなということ、そういった方法をとればと考えております。

最後に、事業スケジュールでございます。こちらは下に書かせていただいておりますが、宮城県子ども計画に、当然この分析結果を反映していきたいと考えておりますので、来年度の前半に調査の実施・分析をしたいと考えております。具体的には4月以降、プロポーザル方式に基づきまして委託業者を決定いたしまして、6月以降に調査を実施、下半期、10月以降をめどに宮城県子ども計画中間案への反映ということを行ってまいりたいと考えております。先ほど議題の1で11月頃をめどに第2回目の会議を開催できればとご説明申し上げましたが、その審議の際に調査あるいは分析の結果をご報告できればと考えていたところでございました。

議事（2）計画策定に向けた調査の実施につきまして、事務局の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○本図会長 ありがとうございました。ご意見等ございますか。

○齋藤委員 宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会の齋藤です。

私のほうから2点ご質問させていただきます。まずは、子ども向け、子どもアンケート調査の調査対象につきまして、こちらは県内の中学2年生を対象にというふうに1つに絞った何か

理由があればというところが1点になります。隣の部分ですと、子育て当事者等向けだと18から49歳にされて、結構いろんな世代の意見が拾えるような形になっているんですが、子どもに関しては、全学年というのは難しいと思うんですが、これが中学校2年生1つに絞られているという何かその理由があれば1点お聞かせいただきたいというところと、あと2点目が、こちらのアンケートをとった上で、今度はこちらのほうが反映されたものをアンサーとして子どもたちだったり当事者に返していく、そういった部分について何かイメージされているものがあればお聞かせいただきたいなと思います。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。まず、調査対象を中学2年生とさせていただいたところ、正直いろいろ事情はあります。まず、中学校2年生に着目したところといたしましては、それぞれ例えば小学校、中学校、高等学校と段階がございますけれども、最終学年というところになりますと、なかなか次の学校に向けての準備とかといったところもあるということで、こういった学校向けの調査といったときに、どこか特定の学年をとといいますと、最終学年ではないところにご協力をいただいているというような調査が多かったというところもありまして、中学2年生にさせていただいております。

その上で、じゃあ例えばほかの学年もというところも確かにこちらでも検討させていただいているところはあったんですけども、例えば一例として申し上げますと、こちらの調査をやるとなりますと、各学校様のご協力といったところがやはり不可欠ということになるんですが、各学校様のほうにも正直、過大なご負担をかけるところもなかなか難しいという事情があったりとかというところもありまして、現時点ではまず中学校2年生というところでやらせていただきたいというのが事務局で考えているところでございました。

また、2つ目のアンケートをとった後のフィードバックというかアンサーというところ、非常に重要な視点とは思いつつ、実は正直、それはこれから検討させていただこうかなと、今お話を伺って改めて私も重要な視点かなと認識をさせていただきました。実際、国でも先ほどのこども大綱とか、いろいろな方針が打ち出されておりますけれども、その中で子どもさん方の意見を聞くといったときに、要は聞いた意見がきちっと反映されたのか、あるいは仮に反映がなかなか難しかったのであれば、それはどういう理由によるものなのかとか、そういったところをしっかりと意識していくことが重要ではないかというような言及がございまして、お一人お一人にどこまでということになると難しさもあるかもしれませんが、その計画が取りまとまった際とか、あるいはそれを受けたこども計画ができ上がった際に、それを教育現場のほうに何

らかの形でお示しをお届けするような手法については考えてまいりたいと思います。

○本図会長 1点補足しておきます。大変僭越なんです。中2でとっておくと、その子たちが中3の4月になったときに、全国学力・学習状況調査でかなり幅広く学習状況のところを聞くことができますので、そのデータともあわせてもしかすると同一集団ということで分析も可能になるかもしれないということで、中2でとっておくのはいろんな条件の中で全員とれないとしたら少し意味があるかなとも思っておりました。ありがとうございます。

○齋藤委員 ありがとうございます。2点、理解いたしました。その上で、要望としてなんですけれども、中学校2年生というところと、やはり子どもたちの生活背景が小学生のところと中学生で大きく変わってきて、ここの意見も大きな違いが出てくると思いますので、小学校のほうでもタブレット教育などで授業の一環として少しくいったものを答える時間なんていうのも協力次第ではできなくないのかなと思いますので、今後の検討の一つに、頭の片隅の一つに入れていただくとありがたいというのが1点と、あとアンケートのほうも、ぜひこちらのほうも、アンサーの部分もぜひ視点を持っていただければと思います。現場の子どもたち、ここのところが大人は意見を聞いてくれる存在だと認識している子どもが非常に少ないという実感もあります。そういう部分で、どうせ聞いてくれないというところの心のうちから声が出ないというところもぜひ防いでいきたい、そこには個々の丁寧なアンサーがあって、自分たちの意見がこうやって大人も真剣に受け止めて考えてくれるんだなという実感が今後につながると思いますので、ぜひアンケートをとる上ではアンサーまでしっかりと視点に入れていただければと思いますので、2点、どうぞよろしく願いいたします。

○本図会長 ありがとうございます。立岡委員。

○立岡委員 ありがとうございます。アンケートの部分で、今回は業者さんを入れて、業者さんにアンケートをとってもらおうということみたいなんですけれども、大体こういった審議会のときって、事務局が考えて、事務局がそのアンケートの内容をしっかりと精査しないというところであるから、やっぱり事務局だけの考えのままアンケートを送って回答すると、結局、ここに有識者の方々の意見を入れたらもっと全然回答の内容が変わるのにというのがあったりすることがすごく多いなと思っていて、ぜひともお願いしたいなということは、アンケートをとるに当たって、ここに有識者の先生たちもいるし、実際回答するのは子どもだし、やっぱり一定のアンケートの項目の内容をしっかりと精査するというのをもしプロポーザルに入れるんだったら、何かそういったアンケートの項目内容をきちっと精査するための委員会を組織して、そこできちっと議論した内容のアンケートをつくった上でとるというふうにならばちょっと段階を踏んで

もraitaiなど。アンケートの業者さんが県と話した上で何か決めたというのではなくて、あくまでこの委員のほうで座長・副座長が入って実際に意見をちょっとその中に入れ込んだ上でやるとか、そういうプロセスを一つ踏んでもらう形できちんとしたアンケートをとっていただきたいなというのはすごく思いました。

あと、アンケート項目の内容にも当然よってくると思うんですけど、仮にSOSを出してきたときに、そのSOSに対して誰がきちんとそれに対して対応するのかといったところもしっかりときちんと決めた上でアンケートをとらないとかなり危険なのかなと思ったりしていますので、その辺のアンケートをとる段階においては考えていただきたいと思います。

取りあえず以上でございます。

○本図会長 ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきたので、事務局で、まとめて（ご検討いただくことにして、どうぞ、）大橋委員。

○大橋委員 立岡委員のお話のとおり、これから例えば委員会を立ち上げていくのであれば、中には私も一意見としてそれも出ているので聞いていただければと思うんですけども、配布方法のところでは学校を通じて配布ということが今の段階であると思いますけども、ご存じのとおり、中学生の五、六%は不登校になっているので、そういったことでの意見は拾いにくいというのが問題だと思っておりますので、例えばケアハウスを経由してだとか、ケアハウスで一部しかつながっていないので、どこにもつながっていない子の意見をどうするのかとか、そういったところはやっぱり検討が必要なかなと思っておりました。

あと細かい点ですけど、質問内容も家族構成とか所得とか、子どもから聞くのは難しいなとか思いつつも、家族構成とか属性によって状況がかなり違うと思うので、そういったところも今後ひとつできるような工夫が必要かなと考えました。

以上でございます。

○本図会長 ありがとうございます。ほか、ないでしょうか。ありがとうございます。

では、ご意見なので、事務局でまたぜひ、どれも大事なご意見だったと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○本図会長 ありがとうございます。

では、時間が迫ってきているんですが、せっかく次に皆さんにお会いできるのは時間が空きますので、まだご発言いただいていない委員の方のご感想でも結構ですので、1人30秒ぐらい、

お声を聞かせていただけたらと思います。こういう時いつも「あ」から始まって嫌な思いをされてきたと思うんですが、阿部委員、いかがでしょうか。

○阿部委員 議題2の中でいろいろ各委員からいただいていたところと完全に逆なんですけれども、今回、従来に増してこども計画のほうが子育て当事者のほうが（当たって）いるのかなと感じたところでした。今回、アンケートも実施されて、今後の施策のほうに反映されるかと思うんですけれども、その子育て当事者の皆さんが自分自身が幸せを感じているとか、自分自身で余裕がないというのを多分、子どものほうも理解はしなくても肌感覚で感じてしまう部分もあるかと思うので、ぜひこのアンケート内容のほうも、ただ質問項目が多くなるとちょっとあれですけども、幅広に聞いていただいて、全ては無理であるかと思っておりますけれども、そういったアンケート結果も施策に十分反映していただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本図会長 では、西城委員。

○西城委員 ありがとうございます。本当にこのような席に参加させていただきまして、宮城県が子どもたちのために本当に一生懸命いろいろ考えて取り組もうとしている、この様子が私もすごく何か胸にぐっとくるぐらい、うれしいなと思っておりますが、私、ふだんはピアノ教室、そしてあと子どもを育てているお母さん方に講座という形で関わらせていただいているんですけども、やはりまだまだ本当に子どもたちの中には不登校、発達障害、それからひとり親家庭ということで、支援がどこから受けられるのかの情報になかなかとどり着けずに一人で抱えているお母さん方とかというのがとても多いなというのが感じる場所なんです。ですから、やはりこの連携を持った上で、どこに行っても情報にたどり着ける、どこに行っても支援にたどり着けるような環境を私たちも協力して一緒にさせていただきたいなと強く感じました。ありがとうございます。

○本図会長 ありがとうございます。では、関委員。

○関委員 宮城県の将来のビジョンということで示された2021年から2030年のビジョンがありますけれども、このようにしっかりとした県としてのビジョンを若者たちに示してあげると、私たちの住んでいる県はこんなに将来は明るいんだなというようなところが見えてくるのかなということで、とてもいいなということを感じています。それからあと、認定こども園ですので、少子化、それから働いてくださる方の不足しているところとか、なかなか処遇改善とか、そういうところを国でもしっかりとやっけてくださっておりますけれども、それと子育ての悩み、それからあと核家族化でなかなかお母さんたちの心のゆとりがない。そんなところで、安心して

子育てができる環境ってどんどころなのかなと。そして幼稚園の先生、保育教諭はお母さんたちがずっと離さずに先生たちをつかまえて、1時間近く話し込んでいたりとかするんですね。あと夕方子どもたちが帰った後も5時過ぎまで遊んで、ずっと子どもたちを見ていたりということになると、親の心のゆとりというのをどこで求めていってあげたらいいのかなと、その心のよりどころ、そののところが私たちが一番考えてやっていけなくちゃいけないかなと思いました。

それからあと、今朝、ウェルビーイングということでちょっと話をするんだけど、みんな今幸せに感じている？って先生たちに聞いてみたんです。そして、幸せに感じているなと思う人は手を挙げてと言ったら、誰もいないんです。そして、どうしてと言ったら、将来に対して不安があるということで、私たちの年金はどうなるんですかとか、そんな話まで若い先生たちが言っているんですね。だから、やっぱりビジョンがあることで、こんなに明るい未来だよというところをちょっと示してあげたいなというところを思ってきました。

子どもたち一人一人が親をたくさん愛情不足なので求めているというところも分かってほしいし、親もすごく不安定で、そして今どうやって生きていったらいいのか、先生にいっぱいお話を聞いていただきたいというところがありますので、みんなが幸せになるために、各施設の人たちも一生懸命頑張っているとは思いますが、その辺をどのように紙面で示してあげて、将来のビジョンに付け加えていただけるかなというところを考えています。今日はすごく勉強になりました。ありがとうございました。

○本図会長 ありがとうございました。引地委員、よろしいでしょうか。

○引地委員 皆さんの大変素晴らしいご意見を伺いまして、私も今日勉強させていただきました。そういうことも踏まえて、またこのアンケートも楽しみにしていきたいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○本図会長 ありがとうございました。オンラインご参加の佐々木貴子委員、ご発言よろしいでしょうか。

○佐々木（貴）委員 今日は大変丁寧な説明をいただいて、ありがとうございました。とても分かりやすかったです。これからできるこども計画、これまでの計画を包括したものの形というようなことで、とても分かりやすかったです。

この春、中学生も卒業式を皆終えまして巣立っていったわけなんですけれども、その子どもたちの本当に夢と希望を抱いている様子は、エネルギーがすごいなと思っています。不登校の生徒も、中学校の卒業は区切りということで、とても希望を持って卒業していきます。子ども

のエネルギーってすごいなと思いますので、ぜひ、その子どもたちの志とか将来の夢をかなえる社会であってほしいと思っているところです。

それに向けてアンケートもあるということですので、この当事者、子どもの意見を重視するというのは本当に、この対話を重視するというのは本当に感動しました。すばらしいなと思います。子どもたちは、できればふるさとで過ごしたいという気持ちの子どもたちが多く、こちらのほうでは。でも、卒業生が言うには、仕事がなくてなかなか帰ってこられないとか、そういった意見もあります。ぜひこの宮城県で将来夢を生かしていけるような、そういう環境づくりということが大事なのかなと思いますので、この基本理念達成に向けた視点に地域とかあるんですけども、ぜひ社会でということ、社会でやはり支えるということ、そこを力を入れていただくといいのかなと思います。今日は本当にありがとうございました。

○西浦委員 最後に、マイクが回ってきたので一言。私のほうもずっと皆さんのご意見を聞いてすごく勉強いたしました。その中で、これは意見と感想に近いんですが、例えば資料1-3で話が出てきたところで、子どもの権利の話が出てきたりとか、この案を全体的に読み進めていくのが分かりやすいんですが、例えば一体的にビジョン、ミッション、ポリシーのような形で割とまとめていただけると、次のときは分かりやすいのかなとか思いながら見ておりました。

なおかつ、たまたま権利の話が出て、教育者とか支援者があまりにも権利のことを知らないということに関しては、私も実は学生に教えていたりとか、そういう立場から感じていますので、これ実はスウェーデンとかあちらのほうに行くと教育福祉が進んでいて、現場の先生に聞くと、これって子どもの権利の何条でと言って、視察先で必ず教えてくれます。それぐらい権利意識だったり、そういうところがはっきりしている。なおかつ、そういうところの福祉の観点がすごく入ってきているので、そういうところをますます意識向上に向けて発言があったと思うんですが、それも含めて、質問して聞くと必ず出てくるのが、子どもの権利を守るのは大人の役割だと、なぜなら子どもはそういう考えを持っていないというそういう大前提のところがあるわけなので、ますますこういう大綱だとか、いろんなところを読み解いて情報発信していかないと、宮城県が沈んでいくんじゃないかなと思って心配しておりました。

あともう1点は、アンケート等のところの資料2でも出てきておりましたが、情報発信の仕方について、国のほうが若干示してくれているようなサンプルに乗っかるわけじゃないんですけども、こども大綱のページとかも割とアクセシビリティが高いような形で平仮名が振ってあったりとか、いろいろするような工夫というのがあります。視覚障害であったり、いろん

なところの方々も、こういう議論しているんだというところを県として進んでいるんだというところを示す必要があるのかなというところで、ホームページ公開をされる際には、アクセシビリティの配慮だとか、そういったところもお願いできればなと思っておりました。

私からは以上です。

○本図会長 ありがとうございます。本当に皆様から専門性を背景にした貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

事務局からも一つ一つに丁寧なご意見にレスポンスいただきまして、ありがとうございました。

では、これで議事を終了したいと思いますので、進行を事務局にお返しいたします。

○司会 本図会長、ありがとうございます。

5. その他

○司会 最後に、次第の5、その他としまして、ここまでの議事以外の点で、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

なお、お時間の都合上、委員の皆様の中で会議中にご発言できなかった意見等がありましたら、机上にご意見の紙を置かせていただいております。恐れ入りますが、3月22日までにご提出いただければ幸いと存じます。

6. 閉 会

○司会 それでは、長時間にわたりまして貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思います。委員の皆様、お忙しいところ誠にありがとうございました。